

## 市立小中学校等の学期等の変更に伴う 通学学期定期券の通用期間の変更について（案）

### 1 概要

#### (1) 通学学期定期券について

現在、交通局では、通学するため市営バスに乗車する者に対して、各学校の学期ごとの通学日に合わせた通学学期定期券を発行している。

この学期定期券の通用期間については、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例及び条例施行規程において規定している。

#### (2) 市立小中学校等の学期及び休業日の変更に伴う対応

北九州市教育委員会が、平成31年4月1日から北九州市立の小中学校等の学期の期間を変更することに伴い、第2学期の期間が6日間増加することになった。

これにより、第2学期の学期定期券の通用期間が最長で4月以上となり、条例等で規定している通用期間（3月以上4月未満）を超えるため、この通用期間を「3月以上5月未満」に改める必要がある。

### 2 スケジュール案

- 平成30年12月議会 条例の一部改正議案の提出
- 平成31年1月～2月 九州運輸局へ運賃変更届出書の提出  
(施行の30日前届出)
- 平成31年4月1日 条例施行

#### 《参 考》

#### ◆ 北九州市立小中学校等の学期の変更

	旧	新
第1学期	4月1日～8月31日	4月1日～ <u>8月25日</u>
第2学期	9月1日～12月31日	<u>8月26日</u> ～12月31日